### 「ドイツ・スイスの森林管理」

### 志賀委員提出資料

目次

- 1 1990年代以降の欧州諸国の政策動向
- 2 ドイツの森林管理
- 3 スイスの森林管理と森林政策
  - 3.1 スイスの森林管理組織と経営
  - 3.2 森林整備計画導入の背景と策定過程
  - 3.3 連邦の助成措置と補助要件
  - 「ドイツの森林機能図」

# 「ドイツ・スイスの森林管理」

## 志賀委員提出資料

回汝

- 1990年代以降の欧州諸国の政策動向
- 2 ドイツの森林管理
- 3 スイスの森林管理と森林政策
- 3.1 スイスの森林管理組織と経営
- 3.2 森林整備計画導入の背景と策定過程
- 3.3 連邦の助成措置と補助要件

「ドイツの森林機能図」

### 第2回 ドイツ・スイスの森林管理 持続可能な国土の創造小委員会参考資料

- 1 1990年代以降の欧州諸国の政策動向
- 欧州諸国の森林法改正 スイス連邦(1991)、フィンランド(1991)、スウェーデン(1993)、フランス(2001)、オーストリア(2002)など。
- 保全 政策目的 多面的森林機能の発揮と森林生態系の
- 視点 ヘルシンキ・プロセスの持続可能な森林管理の基準・指標に準拠した制度、政策の見直しと林業振興とは別の政策手法、森林管理の展開(法制度と執行組織、技術者、費用負担、地域における合意形成の仕組みに注目)

## 2 ドイツの森林管理

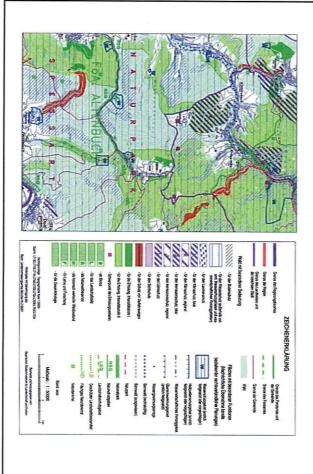
- 国土整備上重要な要件および措置は、各州の国土整備計画法の規定に基づく他の国土整備上重要な計画および措置との比較考量のもとに連邦国土整備法第5条第1項第1、2パラグラフおよび第3項の規定に基づくプログラムまたは計画に盛り込まれるものとする」 基本計画並びに公的利害関係者による計画及び措置の際の森林機能の確保「第7条 森林基本計画の 1975年連邦森林法 第2章森林の維持 第1節森林
- 図によって把握し、貴重な動植物などの森林ビオトープはビオトープの地図化によって把握されねばならない(第7条4項)、ビオトープ保全林の新設(第30条A 1995年BW州森林法改正 森林諸機能は森林機能

# 「保護された森林地域」の拡大(BW州)

(AXI	2000年	1
保全林 水保全林	671	678750
wald)	22	224883
	<b>S</b>	31987
環境汚染保全林		87983
眺望遮断林		4620
有害環境作用に対する保全林	対する保全林	543
レクリエーショ 森林機能図による段階1、2		393327
ソ本 州森林法第33条による		10583
州森林法第32条 保存林(Bannwald)		4813
		15006
州自然保護法による保護地域の森林		819797
森林ピオトープ(州自然保護法など)		80696
=	1036	1036918
州森林面積	1382	1382064
森林ピオトープ面積の内訳	機の内釈	
貴重で自然に近い森林群落	10	19599
特殊 岩バイマー ル		4374
完成 地域と 遠原 バギトー グ	_	6346
陸地化しつしある地域を伴った静波な小河川		1917
自然に近い河畔林植生を伴った小河川	200	15934
豊かな構造を見せる森林周縁		977
保護する価値のある動物種のいる森林立地		3589
保護する価値のある植物種のいる森林立地		4179
豊かな構造の森林立地		7960
歴史的施業形態の名残りを留める森林		791
遷移状態にある森林		4146
自然の形成物	10	10884

- 保全林 転用規制、皆伐 の許可制
- ・レクリエーション林 法令または条例による施業方法および範囲、狩猟の制限、施設の設置および撤去に関する森林所有者の受忍義務、森林訪問者の態度に関する規定の制定。
- 保存林 一切の施業禁止
- 保護林 特定の植物相、 林分構造の維持と更新

## ドイツの森林機能図



## 州林務組織の任務

- ・ 州有林の管理経営
- 団体有林の技術的施業実行と技術的経営業務
- 小私有林に対する助言、保護、技術援助
- 団体有林と私有林の助成
- 予防と追跡 国有林以外の森林に関する森林監督、森林犯罪の
- 森林施業計画の作成、森林評価に対する専門活動
- 森林所有者、労働者の教育と再教育
- 猟行政等への協力 然保護と景観保全、土地利用計画、地域計画、狩
- 森林情報の提供と環境教育、広報活動

# 3 スイスの森林管理と森林政策3.1 スイスの森林管理組織と経営

- 連邦段階 森林管理に関する上級監督(連邦憲法 第77条、1991年連邦森林法)
- カントン林務組織の任務。森林法の執行と公益性の維持⇔経営の組織化と形成は森林所有者の任務(1997年カントン・ベルン森林法第38条)
- ゲマインデ 地域の代表的森林所有者として保続的森林経営を行う。森林管理区契約を締結し、周辺の私有林などを含めた地域森林管理を受け持つ。カントンはフェルスター人件費の2~3割相当額のカントンはフェルスター人件費の2~3割相当額の カントンはフェルスター人件費の2~3割相当額の 交付金を支給し、現場技術者の設置を財政的支援。
- フェルスタ-区責任者(Revierleiter) 経営責任者(Betriebsleiter)、森林管

### 森林管理区 森林経営 カントン森林法:森林法の執行と公益性の維持 連邦森林法:森林管理に関する上級監督 森林管理と森林経営の関係 森林管理者 経営·森林管理区責任者 フェルスター 森林委員会 デ会長 森林管理区契約 見習 ガンドン・ベラン カツァツ森林部 選邦政府 環境森林景観庁 雄 基 雄 養 遊 語 形 語 形 私有林 その他の公共的森林

### 森林経営の特徴

## 森林管理区責任者の任務

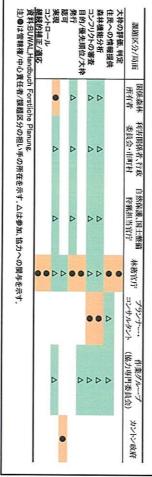
- 市町村・市民ゲマインデ有林を主体に経営責任者と数人の林業労働者を雇用(3,372経営、平均経営面積300ha)。
- ・1980年代以降、赤字が定着、木材販売収入は99年には46%に低下、保育過程の費用は日本の約1/7。
- ・素材生産は国内需要を上回り、年成長量9.2m3/haに対し伐採量6.7m3/haと高水準。

- 選木記号付け、伐採許可、助言活動
- 森林現況監視(森林保護、森林響察、自然災害防止、特に自然郷土保護法など他の法律の運用支援)
- その他の業務(助成措置や森林保全の執行、森林整備計画の作成・改訂への協力)

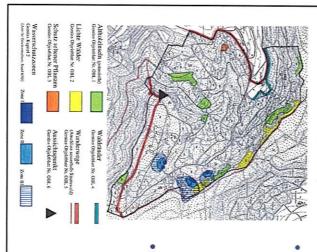
### 3.2 森林整備計画導入 の背景と策定過程

- 背景 施業計画の木材生産機能偏重と高コスト、公益性への考慮および計画策定過程への利害関係者の参加の不充分さ
- 林務官庁が作成、コントロール、認可権はカントン政府、森林機能分析とコンフリクト審査はプランナーが担当、関係者で作業グループを組織し、計画作成に参加

### 森林整備計画における課題区分



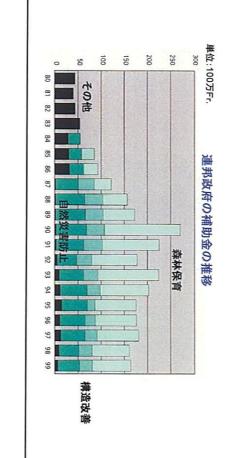
# WEPの実例(Staatswald Teufen1999)



- 機能森林機能分析に基づく地域の森林整備方針の策定、コンフリクトの調整と課題の明確化、プロ整と課題の明確化、プロッエクト対象地と内容の決定、公共的森林の施業計画指針
- OBLの内容 1.高齢林の保全、2.陽樹群落の保護、3.希少植物と植物群落保護、4.生態的に最適な林縁の保全、5.歩道散策路の整備、6.展望地点整備

### S W 連邦の助成措置と補助要件

- 究、情報収集の50%または70%を助成。 森林保全のための措置と自然災害防止、教育、 臣
- 森林保育、 設など)、その他(教育、森林資源調査など)を助成。 自然災害防止、構造改善(林道·搬出施



# 991年連邦森林法における補助要件

- ・補助の原則(第35条) 森林保全のための措置と自然災害防止、教育、研究と情報収集を助成。
  ・官庁により命令された措置 第36条b. 特別な保全機能を有する森林の造成と相応の幼齢林保育、第38条第1項a. 保全機能の維持に必要な期限つきの最小限度の保育措置、b. 疎開された不安定または破壊された森林で特別な保全機能を伴う森林内の育林的措置でその総費用がまかなえないとき(70% **(3)** まま
- 費用がまかなえないときかあるいは措置が自然保護の理由から特に多くの費用を要するときの保育、伐深、木材搬出のような期限の限られている育林的措置、d. 森林経営に必要で自然に近い生物共同体としての森林に配慮しているときの林道・搬出施設の設置または購入ならびに修理(50%主人)

## ドイツの森林機能図

